

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
カンボジア	シムリアップ上水道整備計画 のための贈与に関する日本国政府 とカンボジア王国政府との 交換公文	シムリアップ上水道整備計画を実施するための詳細設計に必要な役務の供与	74,000千円 H17.1.19まで	H16.1.20 プノンペン で (同日)	日本側 高橋文明在カンボ ジア大使 カンボジア側 ハオ・ナム ホン上級大臣兼外務・国 際協力大臣	H16.9.16 601号
カンボジア	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とカンボジ ア王国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	153,000千円 H16.3.31まで	H16.1.20 プノンペン で (同日)	日本側 高橋文明在カンボ ジア大使 カンボジア側 ハオ・ナム ホン上級大臣兼外務・国 際協力大臣	H16.9.16 602号
カンボジア	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とカンボジ ア王国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	363,000千円 (H16年度 45,000千円) H17.3.31まで (H17年度 18,000千円) H18.3.31まで (H18年度 89,000千円) H19.3.31まで (H19年度 71,000千円) H20.3.31まで	H16.5.18 プノンペン で (同日)	日本側 高橋文明在カンボ ジア大使 カンボジア側 ハオ・ナム ホン上級大臣兼外務・国 際協力大臣	亥 H17.4.1 174号
カンボジア	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とカンボジ ア王国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	177,000千円 H17.3.31まで	H16.5.18 プノンペン で (同日)	日本側 高橋文明在カンボ ジア大使 カンボジア側 ハオ・ナム ホン上級大臣兼外務・国 際協力大臣	H17.4.1 175号
カンボジア	シムリアップ上水道整備計画 のための贈与に関する日本国政府 とカンボジア王国政府との間の 交換公文	シムリアップ上水道整備計画を実施するために必 要な 1. 上水道施設の改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の維持・管理指導に必要な役務の供与	1,537,000千円 (H16年度 606,000千円) H17.3.31まで (H17年度 931,000千円) H18.3.31まで	H16.5.18 プノンペン で (同日)	日本側 高橋文明在カンボ ジア大使 カンボジア側 ハオ・ナム ホン上級大臣兼外務・国 際協力大臣	H17.4.5 185号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

カンボジアとの無償資金協力取極一覧

一六二

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (勅令・註日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
カンボジア	プノンペン市小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	プノンペン市小学校建設計画を実施するために必要な校舎の建設に必要な生産物及び役務の供与 1. 校舎の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	509,000千円 H17.3.31まで	H16.6.15 プノンペンで (同日)	日本側 井上進在カンボジア臨時代理大使 カンボジア側 ハオ・ナムホン上級大臣兼外務・国際協力大臣	H16.11.8 709号
カンボジア	日本・カンボジア人材開発センター建設計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	日本・カンボジア人材開発センター建設計画を実施するために必要な 1. 日本・カンボジア人材開発センターの建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	490,000千円 H17.3.31まで	H16.6.15 プノンペンで (同日)	日本側 井上進在カンボジア臨時代理大使 カンボジア側 ハオ・ナムホン上級大臣兼外務・国際協力大臣	H16.11.17 740号
カンボジア	感染症対策計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	感染症対策計画を実施するために必要な 1. 車両及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	232,000千円 H17.3.31まで	H16.8.11 プノンペンで (同日)	日本側 高橋文明在カンボジア大使 カンボジア側 ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣	H17.4.1 169号
カンボジア	第四次地雷除去活動機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	第四次地雷除去活動機材整備計画を実施するために必要な 1. 資材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 車両及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,761,000千円 H17.3.31まで	H16.8.11 プノンペンで (同日)	日本側 高橋文明在カンボジア大使 カンボジア側 ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣	H17.4.1 173号
カンボジア	国立医療技術学校改修計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	国立医療技術学校改修計画の実施するために必要な 1. 校舎の建設及び改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	774,000千円 H17.3.31まで	H16.8.11 プノンペンで (同日)	日本側 高橋文明在カンボジア大使 カンボジア側 ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣	H17.5.17 275号
カンボジア	プノンペン市電力供給施設整備・拡張計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	プノンペン市電力供給施設整備・拡張計画を実施するために必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の機材の操作指導に必要な役務の供与	359,000千円 H17.11.17まで	H16.11.18 プノンペンで (同日)	日本側 高橋文明在カンボジア大使 カンボジア側 ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣	H17.4.8 199号
カンボジア	カンボジア王国政府に対する贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	カンボジアの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むカンボジアの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	500,000千円 -----	H16.11.18 プノンペンで (同日)	日本側 高橋文明在カンボジア大使 カンボジア側 ハオ・ナムホン上級大臣兼外務・国際協力大臣	H17.6.23 483号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
カンボジア	主要幹線道路橋梁改修計画のた めの贈与に関する日本国政府と カンボジア王国政府との間の交 換公文	主要幹線道路橋梁改修計画を実施するために必要な 1. チュルイ・チョンバー橋の改修に必要な生産物及び 役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	152,000千円 H17.11.17まで	H16.11.18 プノンペンで (同日)	日本側 高橋文明在カンボ ジア大使 ハオ・ナム カンボジア側 相兼外務・国際 協力大臣	H17.6.23 491号
カンボジア	カンボジア王国政府に対する贈 与に関する日本国政府とカンボ ジア王国政府との間の交換公文	カンボジアの経済の構造改善努力推進及び債務問題 を含むカンボジアの経済困難緩和に寄与するため、両 政府の関係を円滑にする生産物及び役務を購入する ための資金を贈与すること。	466,000千円 -----	H17.1.18 プノンペンで (同日)	日本側 高橋文明在カンボ ジア大使 ハオ・ナム カンボジア側 相兼外務・国際 協力大臣	H17.6.23 484号
カンボジア	カンダハスタン灌漑施設改修計 画のための贈与に関する日本国 政府とカンボジア王国政府との 間の交換公文	カンダハスタン灌漑施設改修計画を実施するための 詳細設計に必要な役務の供与	44,000千円 H18.1.17まで	H17.1.18 プノンペンで (同日)	日本側 高橋文明在カンボ ジア大使 ハオ・ナム カンボジア側 相兼外務・国際 協力大臣	H17.6.23 493号
カンボジア	国道一号線改修計画のための贈 与に関する日本国政府とカンボ ジア王国政府との間の交換公文	国道一号線改修計画を実施するために必要な 1. 国道一号線上の橋梁の架け替えに必要な生産物及び 役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	786,000千円 H18.3.31まで	H17.6.10 プノンペンで (同日)	日本側 町村信孝外務大臣 カンボジア側 ハオ・ナム カンボジア側 相兼外務・国際 協力大臣	H17.7.19 676号
カンボジア	主要幹線道路橋梁改修計画のた めの贈与に関する日本国政府と カンボジア王国政府との間の交 換公文	主要幹線道路橋梁改修計画を実施するために必要な 1. 第二タクマウ橋、プレックホウ橋及びスラコウ橋の 架け替えに必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	844,000千円 (H17年度 228,000千円) H18.3.31まで (H18年度 601,000千円) H19.3.31まで (H19年度 15,000千円) H20.3.31まで	H17.6.10 プノンペンで (同日)	日本側 町村信孝外務大臣 カンボジア側 ハオ・ナム カンボジア側 相兼外務・国際 協力大臣	H17.7.19 677号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
カンボジア	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とカンボジ ア王国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	348,000千円 (H17年度 37,000千円) H18.3.31まで (H18年度 160,000千円) H19.3.31まで (H19年度 92,000千円) H20.3.31まで (H20年度 59,000千円) H21.3.31まで	H17.6.10 プノンペン で (同日)	日本側 町村信孝外務大臣 カンボジア側 ハオ・ナム ホン副首相兼外務・国際 協力大臣	H17.7.26 691号
カンボジア	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とカンボジ ア王国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与 コソボンチャム州村落飲料水供給計画を実施するた めに必要な 1. 井戸の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 車両及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供 与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役 務の供与	H17.6.10 プノンペン で (同日)	日本側 町村信孝外務大臣 カンボジア側 ハオ・ナム ホン副首相兼外務・国際 協力大臣	H17.8.2 731号	
カンボジア	コソボンチャム州村落飲料水供 給計画のための贈与に関する日 本国政府とカンボジア王国政府 との間の交換公文	コソボンチャム州村落飲料水供 給計画のための贈与に関する日 本国政府とカンボジア王国政府 との間の交換公文	1,740,000千円 (H17年度 511,000千円) H18.3.31まで (H18年度 974,000千円) H19.3.31まで (H19年度 255,000千円) H20.3.31まで	H17.6.10 プノンペン で (同日)	日本側 町村信孝外務大臣 カンボジア側 ハオ・ナム ホン副首相兼外務・国際 協力大臣	H17.8.12 768号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (制カ禁日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
カンボジア	第二次フノンペン市小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	第二次フノンペン市小学校建設計画を実施するために必要な 1. 校舎の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	510,000千円 H18.3.31まで	H17.8.29 フノンペンで (同日)	日本側 井上進在カンボジア臨時代理大使 カンボジア側 ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣	H17.9.21 945号
カンボジア	感染症対策計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	感染症対策計画を実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	278,000千円 H18.3.31まで	H17.8.29 フノンペンで (同日)	日本側 井上進在カンボジア臨時代理大使 カンボジア側 ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣	H17.9.21 946号
カンボジア	バンテイメイレウ病院整備計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	バンテイメイレウ病院整備計画を実施するために必要な 1. モンゴルボレイ病院の改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 車両及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記1.、2.及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供与	683,000千円 H18.3.31まで	H17.8.29 フノンペンで (同日)	日本側 井上進在カンボジア臨時代理大使 カンボジア側 ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣	H17.9.21 947号
カンボジア	モンドルキリ州小水力地方電化計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	モンドルキリ州小水力地方電化計画を実施するために必要な詳細設計に必要な役務の供与	41,000千円 H18.3.31まで	H17.9.29 フノンペンで (同日)	日本側 高橋文明在カンボジア大使 カンボジア側 ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣	H17.10.13 1003号
カンボジア	カンボジア国立博物館視聴覚機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	カンボジア国立博物館視聴覚機材整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	13,900千円 H18.3.31まで	H17.9.29 フノンペンで (同日)	日本側 高橋文明在カンボジア大使 カンボジア側 ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣	H17.10.21 1013号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。